

## 鳶尾4・5丁目の指定学校変更の取扱いについて

資料1

### 1 指定学校変更について

教育委員会は、学校教育法施行令第5条に基づき、就学予定者が就学すべき学校を指定することになっています。

この就学すべき学校の指定は、厚木市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則（別紙1）により、あらかじめ設定された通学区域に基づき、行われています。

しかし、就学すべき学校が、保護者や子どもの意向、生活の実情等に合致しない場合においては、学校教育法施行令第8条の規定に基づき、保護者の申し出により就学校の変更申立てができることになっています。

### 2 鳶尾4・5丁目における経緯について

平成21年4月1日に、みはる野地区の児童数が増加したことにより、荻野地区の学区再編が行なわれ、鳶尾4・5丁目の学区は、荻野小学校から鳶尾小学校に変更になっています。

### 3 児童数の推移について

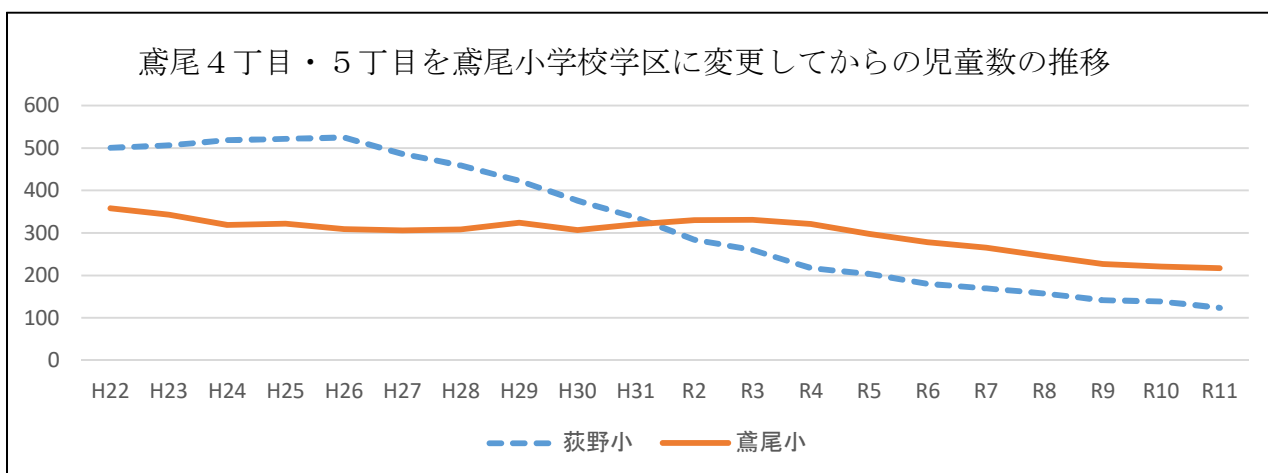
学区再編後の荻野小学校の児童数は500人を超えていましたが、令和2年度以降は鳶尾小学校の児童数を下回っています。今後も引き続き、同様の傾向が続くと見込まれています。

#### 各年5月1日現在の児童数

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
荻野小	501	507	519	522	525	486	459	423	376	336	284	260	217	204
鳶尾小	358	343	319	322	309	306	308	324	307	320	330	331	321	298

#### 令和5年度将来推計による児童数

	R6	R7	R8	R9	R10	R11
荻野小	180	170	158	142	139	124
鳶尾小	278	265	246	227	221	217



### 4 運用の変更内容

荻野小学校の児童数が鳶尾小学校の児童数を下回っている状況であるため、鳶尾4・5丁目においても距離指変の申立てがあれば、荻野小学校に就学できるものとします。

5 時期について

距離指変の申立てがあり要件を満たしていた場合は、令和6年度から荻野小学校に就学できるものとします。令和5年度中に鳶尾4・5丁目に転居してきた児童については、年度内から荻野小学校に就学できるものとします。

6 周知について

市ホームページ及び広報あつぎで市全体に周知を図ります。

7 取扱い変更による影響について

現在、距離指変の要件に該当する児童は47人いるため、全員が荻野小学校に就学した場合、学級数が1から2に増える学年は複数ありますが、鳶尾小学校に就学した後、距離のみを理由とした転校は少ないと思われます。距離指変を申し出るのは、鳶尾小学校に在籍している兄弟がいない新1年生の2人を想定しています。

鳶尾4・5丁目の鳶尾小学校児童数と令和6年度入学予定の児童数

	年長（うち兄弟なし）	1～5年生	合計
鳶尾4丁目	2人（1人）	23人	25人
鳶尾5丁目	6人（1人）	49人	55人
合計	8人（2人）	72人	80人

上記のうち、距離指変の要件に該当する鳶尾小学校児童数と令和6年度入学予定の児童数

	年長（うち兄弟なし）	1～5年生	合計
鳶尾4丁目	1人（1人）	5人	6人
鳶尾5丁目	4人（1人）	37人	41人
合計	5人（2人）	42人	47人